

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 能代山本広域市町村圏組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.4%
全職員	61.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	109.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	73.8%
31～35年	42.8%
26～30年	84.9%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	95.9%
6～10年	96.0%
1～5年	121.5%

【説明欄】

- ・他の団体からの割愛により採用された職員については、当組合における勤続年数で集計している。
- ・男性職員のうち83.3%が任期の定めのない常勤職員である一方、女性職員では任期の定めのない常勤職員の割合が12.3%にとどまっている。このため、全職員における男女の給与の差異は、任期の定めのない常勤職員の構成割合の違いが影響している。
- ・勤続年数31年以上の区分において男女の給与の差異が大きい要因は、当該区分に該当する女性職員3人のうち2人が再任用職員であり、給与水準の異なる職員が含まれていることによるものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。